

# ペットビジネスにおける人的資源育成に関する一考察

## ペット系専門学校生に対する調査から

福岡 今日一

### あらまし

現在、日増しに多発化、多様化、複雑化しているペットトラブルの問題解決を図ることこそが、人と動物の共生関係の実現を目指したペット政策といえる。我が国におけるペットトラブルは、動物観、法制度、ペットビジネスに起因しており、ペットショップ等の現場での意識は旺盛だが、知識が不足しているということが問題視されている。

ペットブームの中、ペットに関係する仕事に就きたいと願う若者たちが急増し、ペットビジネスの就職の早道としてペット系専門学校への進学熱が高まっている。事実、環境省が実施した動物取扱業者に対するアンケート調査（2003年（平成15）実施）によると、ペットの展示販売を行っている店舗の66%に、ペット（動物）関係の各学校（大学、短大、専門学校）を卒業した従業員が配置されており、またペットビジネスの全従業員の53%がそれらの学校の卒業生であるとしている。ペットショップ等の動物取扱業におけるペット系専門学校の卒業生を中心としたペット（動物）について専門性を有する従業員の占める割合は、今後更に高まると予想され、その様な従業員が増えることは、とかく批判の多いペットビジネスにとって望ましいことである。

そこで本稿では、近い将来ペットビジネスの中核となるペット系専門学校生に対して行った「ペットに対する意識調査」の結果から、専門学校生のペット問題に関する認識のズレを明らかにしながら、ペットビジネスで働く者に対する公的資格制度の導入について考察する。

### 1. はじめに

現在、日増しに多発化、多様化、複雑化しているペットトラブルの問題解決を図ることこそが、人と動物の共生関係の実現を目指したペット政策といえる。我が国におけるペットトラブルは、動物観、ペット法制度、ペットビジネスに起因しており、ペットショップ等の現場での意識は旺盛だが、知識が不足しているということが問題視されている<sup>1</sup>。

人と動物のより良い共生関係の実現には、ペットビジネスの充実が必要不可欠である。従来、ペットビジネスと言えば、ペットの売買を目的とするペットショップ、ペットの生産業者ともいえるブリーダー、警察犬や盲導犬の訓練所などであった。しかし現在では家庭におけるペットの地位の向上を受け、グルメ志向、健康志向のペットフードやペットスナックのテレビCMが流れ、高級ブランド店でもペット用品が店頭を飾り、ペット美容サロン、しつけ訓練教室、ペットシッター、ペット探偵、ペット葬祭業やペット霊園など多種多様な商品やサービスが提供されている。今や人間向けと同じだけ、ペット向けの商品とサービスはあるとも言っても過言ではない<sup>2</sup>。加えてペット共生型の個人住宅やマンションが売れ行きは好調で、ペット同伴可の宿泊施設やペットテーマパークも人気を呼んでいる。ペットビジネスとは一線を画している小動物（ペット）臨床の動物病院も急増しており、今後ペットを取り巻くビジネスは、より一層の底辺拡大をしていくと思われる。

ペットの社会進出の観点では、ペットがより

<sup>1</sup>福岡今日一「ペットショップは動物愛護意識を持っているか」『同志社政策科学研究』No.3 2000 pp.143-162

<sup>2</sup>宍戸啓一「ペットビジネスほど素敵な商売はない」エール出版社 1997 など各種のハウツー本が出版されている。

私達と身近なものになったのも、ペットがより快適な生活が営まれるようになったのも、ペットショップ等に寄与する点が多いはずである。事実、ペットショップ等のペットビジネスで働く者は、一般飼い主の意識と大差なく動物愛護の精神を有しており、動物愛護団体等の非難には妄信的な面があることも否定できない。生命の尊重を無視した営利本意の一部の劣悪なペットショップ等に対する規制は当然必要なものではあるが、行き過ぎた規制によって、バブル崩壊以後も右肩上がりの成長を続けているペットビジネスの勢いに水を注すのも考え物である。

ペットビジネスからの資金とサービスの提供を受け、動物愛護運動の充実させることが、人と動物の共生関係実現の早道だといえる。とは言え、正義性を追求する動物愛護団体等と効率性を至上とするペットショップ等の共存はた易いものではない。

## 2. ペットビジネスの人材教育

### 2.1 動物取扱主任者制度

現在進められている「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下、「動物愛護法」という。)の見直し作業<sup>3</sup>では、劣悪な業者の排除に向け、ペットショップ等の動物取扱業を、届出制からより規制効果の高い許可制や登録制<sup>4</sup>にすることや、ペット美容等の取扱業への指定<sup>5</sup>など指定業種の拡大が検討されている。またそれに先立ちペットショップや動物園等の動物を対象とした飼養管理方法のガイドラインである「展示動物の飼養及び保管に関する基準<sup>6</sup>」(以下、「展示動物の飼養基準」という。)が28年ぶりに内容が見直され、2004年(平成16)4月に告示されるな

ど、人と動物の共生関係に向けた物(施設)的な基準の整備<sup>7</sup>は進みつつある。

他方、人的規制では動物取扱責任者制度の採用<sup>8</sup>が検討されている。本来、ペットショップ等での動物の飼養は、動物に関する専門教育<sup>9</sup>を受けた者が、動物を飼養し、異常を発見したときは適切な処置を施すのが望ましい姿である。とは言え、現実には動物管理責任者がいないか、又は知識や技術が十分でないもの<sup>10</sup>が、飼養している例が多い。そのため、適正な動物飼養には、専門教育を受けた動物管理責任者を店舗ごとに常駐させることが必要とされている。しかし現在、動物に関する基礎的な知識や理解を確認する資格試験を実施している自治体は無く、東京都や大阪府等の一部自治体で講習会修了を義務付けた動物取扱主任者制度が採用されているに過ぎない。

動物取扱主任者制度は、適正に動物を管理させるためのものであり、施設ごとに専任の主任者を置くこととされている(東京都動物愛護条例19条1項)。またその役割は、1)置かれている動物取扱業において、条例違反等が行われないように動物又は施設の管理にかかわる者を監督しなければならない(同条例19条3項)、2)動物及び施設の管理に関して不備又は不適事項を発見した場合は、動物管理業者に対して改善を進言しなければならない(同条例19条4項)、3)適正に動物を使用するための知識を習得に努めなければならない(同条例19条6項)などである。したがって、動物取扱主任者は、動物取扱施設における動物飼養の責任者と言い換えることができる。

しかし、この重い役割に反して、動物取扱主任者になることは、難しいものではない。事実、東京都では、1)成年被後見人、2)満18歳に満たない者を絶対的欠格事項とする以外、都が

<sup>3</sup> 2005(平成17)年6月22日に改正動物愛護法が公布された。

<sup>4</sup> 東京都、愛知県、鳥取県、名古屋市は登録制、神奈川県、横浜市、川崎市では、登録又は届出の際の検査確認を実施している(2004(平成16)年4月現在)。

<sup>5</sup> 東京都、神奈川県、兵庫県、横浜市、千葉市は動物愛護法で定める動物取扱業の対象業種を超えて、美容業を規制の対象業種としている。なお兵庫県では、実験動物の飼養保管も届出の対象としている(2004(平成16)年4月現在)。

<sup>6</sup> 動物園・水族館中心であった現行基準を拡充し、ペット等の販売・繁殖施設等における飼養保管方法の適正化を推進する。

<sup>7</sup> 動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準(2000年6月)・家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(2002年5月)が既に制定されている。

<sup>8</sup> 北海道、東京都、神奈川県、山梨県、愛知県、大阪府、鳥取県、徳島県、名古屋市、横浜市、川崎市が、動物取扱業責任者・主任者を必置としている(2004(平成16)年4月現在)。

<sup>9</sup> 例えば、日本愛玩動物協会の愛玩動物飼養管理士など

<sup>10</sup> 多くの経営者が生体管理責任者を兼務している。また経営者の多くは、専門的な生体飼養に関する教育を受けておらず、ほとんどの場合経験上によるか、又は人づての話を鵜呑みして、生体の飼養管理を行っている。

実施する動物取扱主任者講習会の課程を修了すれば、動物取扱主任者になれることができる(同条例20条)。この講習会も、1)法令に関すること(動物愛護法)1時間、2)動物取扱業者が守るべき事項1時間、3)人と動物の共通感染症の予防について1時間、の計3時間の講習だけである。動物取扱主任者に求められる動物に関する意識と知識が、この3時間の講習で修得できるとは思われぬし、動物取扱主任者の役割が、それほど軽い任務とも考えられない。とは言え現在、この講習会が、公的に動物取扱業者が動物に対する意識や知識を学べる唯一の機会となっている。

## 2.2 人気をあつめるペット系専門学校

ビジネスチャンスだけを求めてペットビジネスに参入するものもあれば、ペットビジネスを天職として就職を希望する若者が急増している。

毎年未就学児から小学生を対象に、第一生命が実施している「大人になったらなりたいもの」アンケートでは、女子の部で「ペット屋さん・飼

育係」「獣医さん・飼育係」は、1996年以降ベスト10の常連となっている(表1)。特に小学校高学年の女子に人気があることから、今後もペット系ビジネス学校への進学を希望するものは増え続けるものと推測される。

従来、ペットビジネスでは、いわゆる徒弟制度による未修者からの人材育成が中心であったが、現在は即戦力となりうる既修者を求める傾向が主流となっている。これを受けて、全国各地にペット系専門学校が設立され、今やペットビジネス就職の近道として多くの若者がその門を叩いている。ペットの命を預かるペットビジネスには、ペットの生態・生理を修得する必要がある<sup>11</sup>ことは言うまでもないが、高度な動物学を学ぶ大学を除けば、ペットに関する知識を修得できる場合は、それらの専門学校しかないのが現状である。事実、専門学校の卒業生の多くが、ペットビジネスに就職しており、ペットビジネスの人材育成にペット系専門学校が不可欠なものとなっている(図1、図2)。

現在、ペットブームや若者のペットビジネス就職熱を受けて全国各地にペット系専門学校が設立されている(表2)。ペット系専門学校は、

表1 女子「大人になったらなりたいもの」の推移

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	1997
1	食べ物屋						
2	看護師	花屋	看護師	保母	看護師	保母	保母
3	獣医	保母	花屋	花屋	保母	看護師	看護師
4	花屋	看護師	保母	看護師	花屋	学校の先生	学校の先生
5	保母	獣医	タレント	タレント	ペット屋	花屋	ペット屋
6	医者	学校の先生	ピアニスト	医者	ピアニスト	ペット屋	花屋
7	ピアニスト	タレント	学校の先生	ペット屋	獣医	医者	美容師
8	タレント	美容師	医者	ピアニスト	医者	タレント	医者
9	学校の先生	マンガ家	獣医	美容師	マンガ家	ピアニスト	タレント
10	福祉関係	ピアニスト	美容師	学校の先生	学校の先生	美容師	ピアニスト

出所：第一生命

<sup>11</sup>花園誠(編)『動物とふれあう仕事がしたい』岩波書店2003pp.199-212

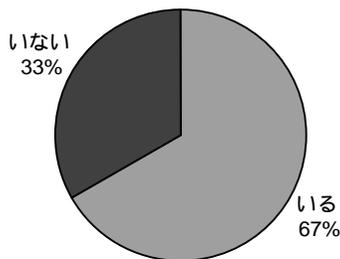


図1 動物関係学校卒業者のいる店舗数の割合

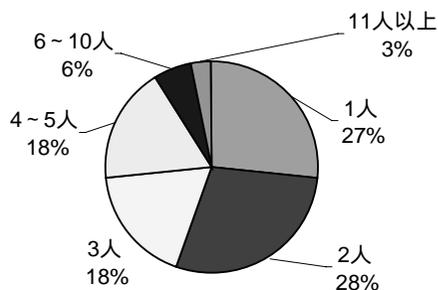
図2 動物関係学校卒業者のいる店舗での卒業生の数  
出所：両図とも環境省（2003年12月調査）

表2 ペットサービス（美容学校）業者数推移

年度	1989	1992	1994	1997	2001
北海道・東北	5	6	9	13	13
関東	52	47	52	64	80
中部	15	16	18	29	41
近畿	27	25	26	28	46
中国・四国	8	7	10	11	18
九州	12	15	25	26	26
合計	119	116	140	171	224

出所：「ペットデータ年鑑」（野生社）

福祉や音楽など他の分野で既に学校を設けている学校法人<sup>12</sup>や大手ペットビジネス関連会社<sup>13</sup>による比較的大きな規模から、ペットショップや犬訓練所による個人規模まで、規模の大小やその設立母体など様々である。またカリキュラムは、1年目が講義による基礎科目、2年目が実技習得を目的とした演習科目が中心という2年制を採用している学校がほとんどであるが、一部の学校ではより高度な技能や他の技能を習得ができる3年制、社会人や主婦を対象とした1年未満の促成コースが設置されている。

専攻コースは、大きく分けてペット美容、動物看護、しつけ訓練の3つがある。ペット美容コースはペットトリマーコースと呼ばれ、ペットショップ、ペットサロン、動物病院などで犬のトリミングやグルーミングを担当する者を、動物看護コースは、AHT（Animal Health Technician：動物保健技術士）VT（Veterinary Technician：獣医看護士）VN（Veterinary Nurse：獣医看護士）AN（Animal Nurse：動物看護士）と呼ばれる動物病院で獣医師の補助を行う者を、しつけ訓練コースはドッグトレーナーコースとも呼ばれ、コ

<sup>12</sup> 専門学校系学校法人以外に、日本獣医畜産大学が動物看護別科（2005年より、獣医学部動物看護学科。）を設立している。また専門学校ではないが、帝京科学大学にはコンパニオン・アニマル学科があり、ペット系専門学校のパイオニアといえるヤマザキ学園が2004年にヤマザキ動物看護短期大学を開学した。

<sup>13</sup> メーカーでは㈱ドゴーマンハヤシ、商社では㈱エコートレーディング、㈱ジャベルなど。

表3 ペット系専門学校（動物看護師）の現状

問1 養成校の運営形態は次のどれに当てはまりますか？			問2 養成課程で履修する科目はどのような科目ですか？ (複数回答あり、%は回答した施設23カ所に対する割合)		
項目名	回答数	%	項目名	回答数	%
ア. 大学, 短期大学	0	0.0	ア. 動物看護学	23	100.0
イ. 学校法人が経営する専修学校	3	13.0	イ. 解剖学	20	87.0
ウ. 学校法人以外が経営する専修学校	1	4.3	ウ. 生理学	22	95.7
エ. 学校法人が経営する各種学校	0	0.0	エ. 病理学	16	69.6
オ. 学校法人以外が経営する各種学校	1	4.3	オ. 微生物学	17	73.9
カ. その他の教育施設 (株式会社が経営)	13	56.5	カ. 寄生虫学	20	87.0
キ. その他の教育施設 (有限会社が経営)	5	21.7	キ. 内科学	19	82.6
ク. その他の教育施設 (個人経営)	0	0.0	ク. 外科学	20	87.0
ケ. その他の教育施設 (その他)	0	0.0	ケ. 臨床繁殖学・産科学	18	78.3
合計	23	100.0	コ. 歯科学	14	60.9
問3 養成課程の年限は何年ですか？ (複数回答あり、%は回答した施設23カ所に対する割合)			サ. 薬理学	20	87.0
項目名	回答数	%	シ. 栄養学	23	100.0
ア. 1年	4	17.4	ス. 放射線学	16	69.6
イ. 2年	21	91.3	セ. 公衆衛生学	18	78.3
ウ. 3年	3	13.0	ソ. 動物行動学・動物学	21	91.3
エ. 4年	0	0.0	タ. 動物関係法規	18	78.3
オ. その他	0	0.0	チ. グルーミング	22	95.7

出所：「AHT養成校の現状に関するAHT養成校を対象としたアンケート結果」  
(2002(平成14)年10月、(社)日本獣医師会調査)から抜粋

ンパニオンドッグ(家庭犬)のしつけや、盲導犬、聴導犬、介助犬といった補助犬、警察犬、災害救助犬、セラピー犬などの訓練・調教する者をそれぞれ養成している。この他に動物園調教や野生動物コースと称して、動物園や水族館の飼育係や自然保護活動員を育成するコースを設けている学校もある。

またペットビジネスは、看護師や美容師と同様に、特に女子に人気のある職業であるため、専門学校生の男女比は女子が圧倒的に高い。女子の比率は、ペット美容コース、動物看護コースともに90%を超えており、動物看護コースでは、女子だけに入学許可する単科専門学校も設立されている。またしつけ訓練コースは、比較的大型犬

を訓練するケースが多いことから体力を必要とされ、非力な女性にはペット美容師や動物看護師と比べて不向きとされてきたが、このコースでも女性の割合が高くなっている。

指導方針やカリキュラムは、ペット系専門学校と同じく全国に多数ある看護師や美容師の養成学校では、国家試験合格という明確な目標があるため、それらの学校では、独自の特色を出しながらも、ある程度の共通性<sup>14</sup>を保っている。しかし、ペット系専門学校では、法的根拠のある基準がないため、それらは学校の規模や経営母体によって大きく異なっている<sup>15</sup>(表3)。また学習の習熟度は、学校間だけでなく、同一校(専攻コース)間でも大きな格差が存在している。

<sup>14</sup> 看護師法、美・理容師法で設備、教科課程などの基準が設けられている。

<sup>15</sup> ペット系専門学校(スクール)には、学校法人系、企業(メーカー、卸)系、個人経営(店舗併設)系などが混在し、また監督官庁が不明なため、全国を統一する組織(団体)は未だ設立されていない。そのため、ペット系専門学校に関する学校数、在籍数、卒業生数、就職数など、全国規模な統計はない。他方、それぞれの学校の情報は、ペット雑誌、進学雑誌やその学校のHPなどで入手できる。

### 3. ペット系専門学校生のペットに対する意識調査

#### 3.1 アンケート調査の概要

多くの卒業生が憧れのペットビジネスに進むが、「ペットが好き」「ペットが可愛い」「ペットに関わる仕事がしたい」という気持ちから就職したものの、いざ就職し、キツイ、キタナイ、キケンな3Kに加えて低賃金であることや、多くの経営者がペットを金儲けの対象としか見ていないなどのペットビジネスの現実に直面することになる。そして、余りにも大きい理想と現実のギャップに、憧れだったペットの仕事から離職してしまうものが後を絶たない<sup>16</sup>。このペットビジネスに対する専門学校卒業生の認識の甘さこそが、高い離職率の最大の原因であることは言うまでもない。

そこで、ペット系専門学校に通う学生に、ペットビジネスと動物愛護、ペット生体販売とペット生体展示、外国産動物の販売と飼育などに関する質問を行い、ペット好きというだけでは、ペットの命を預かるペットビジネスで働くものとしては認識不足であることを明らかにするために「専門学校生のペットに関する意識調査」と題してペット系専門学校生を対象にアンケート調査を実施した。

##### 1) 調査の目的

ペット系専門学校生に対するペットビジネスや動物愛護に関する意識を調査し、望ましいペットビジネス従事者育成に向けた政策提言への参考とする。

##### 2) 調査項目

- i) ペットビジネスと動物愛護
- ii) ペット生体販売とペット生体展示
- iii) 外国産動物の販売と飼育動物の愛護について

##### 3) 調査対象

- i) 母集団 大阪地区にあるペット系専門学校4校の学生
- ii) 標本数 2,034人

##### 4) 調査時期

2002(平成14)年10月28日、10月29日、11月25日の3日間

##### 5) 調査方法

調査票の直接配布、回収(学校に委託)

##### 6) 回収結果

有効回収数(率) 1,245人(61.2%)

##### 7) 回答者の特性

男女別: 男 157人、女 1,088人

学年別: 1年 701人、2年 544人

コース別: ペット美容 517人、動物看護 328人、犬訓練 309人、その他 91人

#### 3.2 アンケート調査の結果

1) 「ペットの安楽死に賛成ですか、反対ですか。」と聞いたところ、

専門学校生全体(以下「全体」という。)では、賛成30.8%、反対28.7%と賛否が割れた(図3)。

2) 「引き取り先のない動物の殺処分に賛成ですか、反対ですか。」と聞いたところ、

全体では、賛成5.6%、反対77.9%と圧倒的に反対が多かった(図4)。

3) 「犬やネコの生体販売に賛成ですか、反対ですか。」と聞いたところ、

全体では、賛成28.5%、反対30.8%と賛否が拮抗していた。また美容コースでは、賛成40.7%、反対17.2%であったが、美容以外では賛成20.0%、反対40.5%と大きく回答傾向が異なった(図5)。

4) 「ペットショップでの犬やねこの生体展示に賛成ですか、反対ですか。」と聞いたところ、

全体では、賛成21.5%、反対39.6%であった。ここでも美容コースは、賛成30.2%、反対25.0%の一方、美容以外では賛成15.2%、反対50.0%と大きく傾向が異なった(図6)。

5) 「エキゾチック・アニマルの飼育に賛成ですか、反対ですか。」と聞いたところ、

全体では、賛成30.1%、反対20.3%とやや賛成を多かった。また看護コースで、賛成40.5%と他のコースと比べて賛成比率が高い結果となった(図7)。

<sup>16</sup> 「卒業生のほとんどのものが、ペット産業に就職しているが、卒業後5年で約7割が離職している。」アンケートを実施したペット系専門学校の教務担当者から。

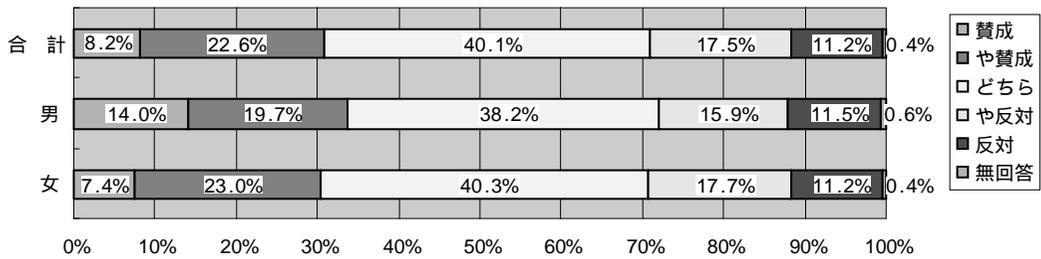


図3 ペットの安楽死に賛成ですか、反対ですか

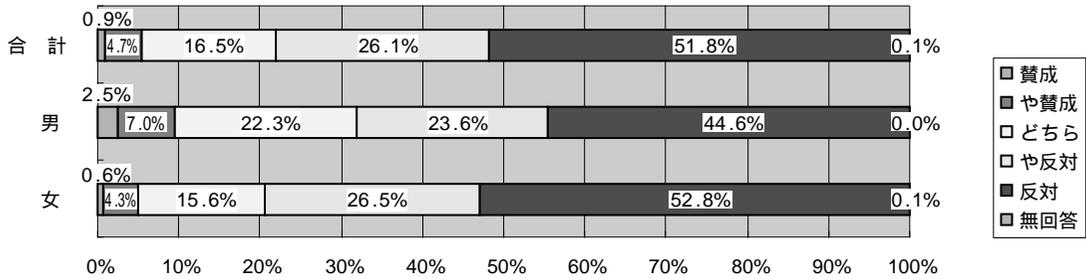


図4 引き取り先のない動物の殺処分に賛成ですか、反対ですか

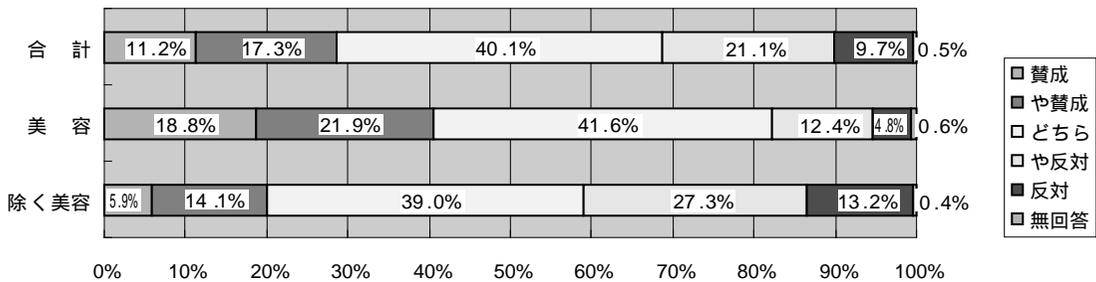


図5 犬やネコの生体販売に賛成ですが、反対ですか

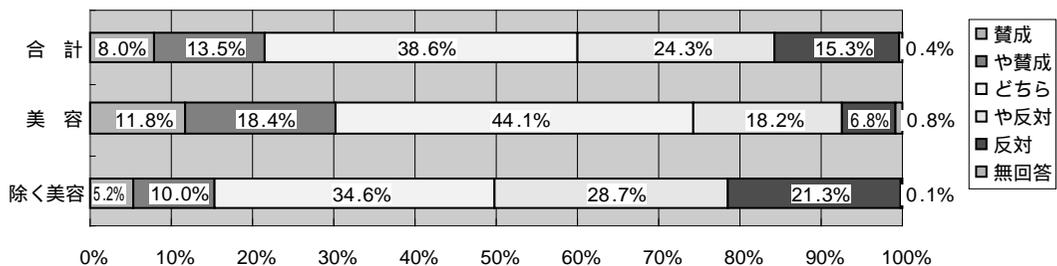


図6 ペットショップでの犬やネコの店頭展示に賛成ですか、反対ですか

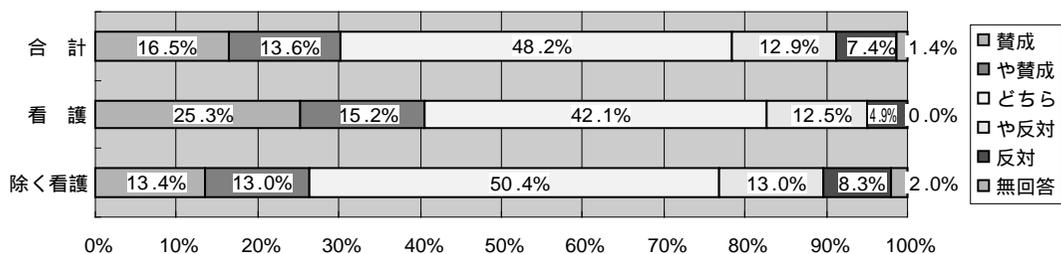


図7 エキゾチック・アニマルの飼育に賛成ですか、反対ですか

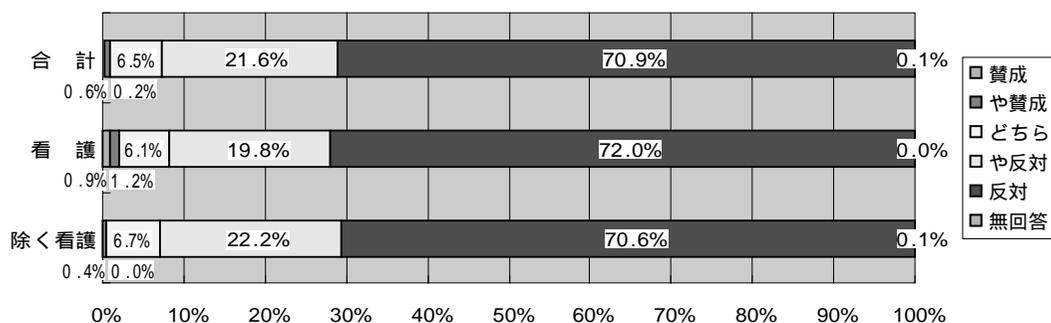


図8 感染症のおそれのある動物の輸入に賛成ですか、反対ですか

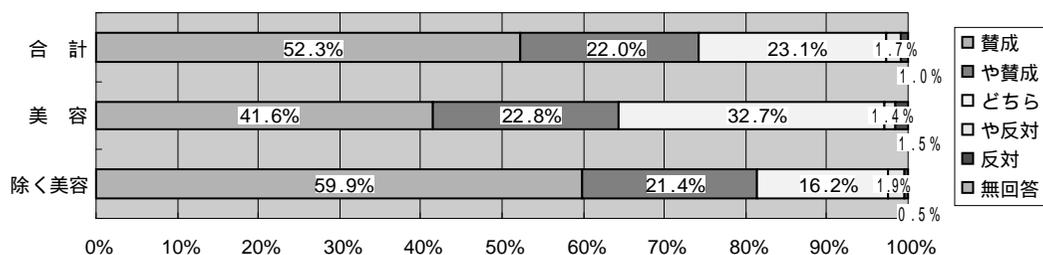


図9 ネコの登録義務付けに賛成ですか、反対ですか

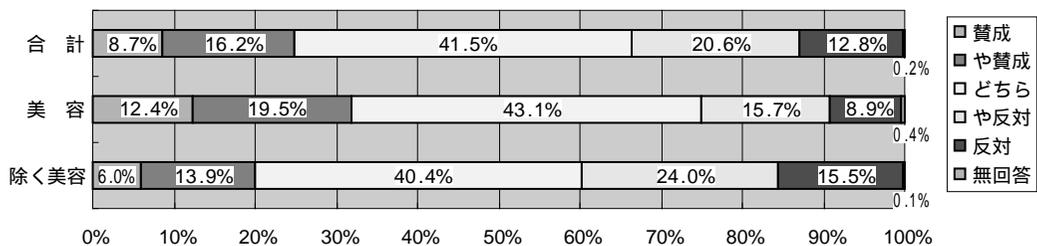


図10 ノラネコへの餌やりに賛成ですか、反対ですか

6)「感染症の恐れのある動物の輸入に賛成ですか、反対ですか。」と聞いたところ、全体では賛成0.2%、反対92.5%であった(図8)。

7)「ネコの登録義務付けに賛成ですか、反対ですか」と聞いたところ、全体では、賛成72.3%、反対2.8%と圧倒的に賛成が多かった。しかし美容コースでは賛成64.4%、美容を除けば賛成81.3%、賛成の回答で美容コースの少なさが目に付いた(図9)。

8)「ノラネコへの餌やりに賛成ですか、反対ですか」と聞いたところ、全体では、賛成24.9%、反対33.4%であった。

ここでも美容コースは賛成31.9%反対24.6%、美容コース以外では賛成19.9%、反対39.5%と回答の結果に大きな差異が見られた(図10)。

### 3.3 ペット系専門学校生のペット問題意識

#### 3.3.1 ペット生体の販売と展示

動物愛護団体等がペットショップ等を非難するのは、営利目的でのペットを売買しているためである。しかし営利目的の動物売買は、牛や馬を代表とした家畜では有史以前から行われてきており、欧米も含めた一部の狂信的な動物愛護

(権利)論者を除いて、それを否定する意見は聞かない。とは言え、西欧諸国ではペットの販売自体は禁止されていないが、強い政治力を持つ動物愛護団体の影響を受け、展示を伴う小売業者(Pet Shop)からの購入ではなく、繁殖業者(ブリーダー)からの購入や動物保護施設(Animal Shelter)、動物収容所(Animal Pounds)からの引取りをするのが一般的となっている<sup>17</sup>。

他方、わが国では多数のペットを店頭展示し、(ペットの)動物園と見間違えるペットショップ等での購入が未だ主流である。そこで展示されているペットも、犬や猫では生後5週から8週というものが多く、「一番可愛らしい」や「病気になるにくい」というペットショップ等側の都合だけで、親や兄弟と共に暮らすことによって社会化を学ぶという幼齢なペットにとって大事な時期を、店頭展示というストレスのたまる環境におかれている。その結果、ブリーダーからペットショップを経て一般飼養者の手に渡るまでに約4割が死亡し<sup>18</sup>。また無事飼養者の手に渡った

場合でも、社会化の学習不足のため問題行動を起こす例<sup>19</sup>が後を絶たない。

今回のアンケートの結果では、ペット生体販売は、専門学校生全体では30.8%が「反対」の立場に立っている。しかし将来、ペットショップ経営を夢見るものが多いペット美容コースでは17.2%にとどまる一方で、動物看護コースでは40.2%が「反対」している。また本来、動物愛護・動物福祉の点からペット生体販売より問題視すべきであり、現にイギリスでは禁止されているペット生体展示<sup>20</sup>については、全体では39.6%が「反対」している。しかしここでも、ペット美容コースと動物看護コースの意識には差があり、それぞれ「反対」の意見は25.0%、49.4%と約2倍近い差となっている。

事実、ペット生体販売とペット生体展示のクロス集計でも、ペット美容コースを除けば、販売・展示とも「反対」が32.3%と多数意見となる一方で、ペット美容コースでは、販売・展示とも「賛成」が22.2%と最も多くなるという結果と

表4 美容コースの生体販売・生体展示の相関

	販売賛成	販売中立	販売反対	計
展示賛成	22.20%	7.10%	1.40%	30.60%
展示中立	14.30%	25.90%	3.90%	44.10%
展示反対	4.50%	9.00%	11.80%	25.30%
計	41.00%	42.00%	17.10%	00.00%

表5 美容コース以外の生体販売・生体展示の相関

	販売賛成	販売中立	販売反対	計
展示賛成	8.60%	4.80%	1.80%	15.20%
展示中立	7.20%	20.90%	6.60%	34.70%
展示反対	4.40%	13.40%	32.30%	50.10%
計	20.20%	39.10%	40.70%	100.00%

(両表とも筆者作成)

<sup>17</sup> アメリカの動物収容施設の状況については、Jordan Curnutt Animals and the Law ABC-CLIO 2001 pp.97-112や、渡辺真子「捨て犬を救う街」WAVE 出版2000 pp.31-89に詳しい。

<sup>18</sup> 環境省(編)「ペット動物流通販売実態調査」報告書2003 pp.21-50

<sup>19</sup> 高倉はるか「行動治療科を知っていますか」花園誠(編)『動物とふれあう仕事がしたい』岩波書店2003 pp.149-162

<sup>20</sup> 地球生物会議(ALIVE)(編)『海外の動物保護法1(EU編)』2000や同『海外の動物保護法2(英国編)』1999、同『海外の動物保護法3(米国編)』2000に欧米の動物愛護法の邦訳がある。

なっている(表4、表5)。

また、コース間での意識の差は大きく、ペット美容コースはペットショップに、ペット美容コース以外は愛護団体や獣医師に、それぞれ強く影響を受けていることが分かった。事実、ペットショップと愛護団体や獣医師との関係は良好ではなく、実際に仕事に就いていない学生の段階から、ペット生体の販売と展示に対する意識に隔たりがあることは、将来にわたって両者の関係改善は望めないことを危惧する結果となっている。

専門学校生のペット生体の展示と販売に対する意識は、ペットの生態・生理を学びながらペットビジネスへの就職を希望する学生ならば、ペットビジネスと動物愛護の共存を考慮して、「ペットに、ストレスのかかる展示には反対であるが、適正なペットの販売には賛成である。」という立場にたつのが望ましい姿といえるはずである。

### 3.3.2 外国産動物の輸入と販売

ペット生体販売は、店頭展示や飼養環境以外にも、先天的異常や感染症の罹患しているペットの販売、血統書の不正添付といった詐欺まがいの販売、そして金銭的、家庭的や住居的の要因で早晚飼養が破綻する可能性が高いものへの販売といった解決すべき問題が多い。その中でも、生態系の破壊<sup>21</sup>や人獣共通感染症<sup>22</sup>の点から、外国産動物の販売と飼養が問題視されている<sup>23</sup>。

展示動物の飼養基準では、ペットショップ等での動物の販売について、飼養及び保管が技術的に困難な動物は、終生飼養がされにくい傾向にあることから、その生態、習性、生理、適正な飼養及び保管の方法、感染性の疾病等に関する情報を特に詳細し、購入者に対する説明責任を果たすこととされている。また、野生動物は本

来自然のままに保護すべきであるという理念にもとる場合<sup>24</sup>が少なくないこと等から、野生動物、特に外国産の野生動物等を販売動物として選定することについては慎重に行うこととされている。

外国産動物の飼養は、その飼養環境維持には多大な設備や手間が必要であり、その動物に関する豊富な知識を持つものでさえ、その飼養は困難である。しかし現在、多数のペットショップ等では、エキゾチック・アニマルの名で外国産の動物(野生動物、養殖動物を含めて)が、展示動物の飼養基準で慎重に選定するとされているにもかかわらず、平然と店頭を賑わしている。また、それら動物に関する飼養や感染症の情報について、店員が熟知しているようには思われないケースが散見される。また、そういったペットショップ等に、多くのペット系専門学校の卒業生が就職しているのも事実である。

専門学校で動物の生態・生理について学べば、エキゾチック・アニマルと呼ばれる外国産の(野生)動物の販売や飼養が、どれほど困難(危険)なものであるかを知っていて当然である<sup>25</sup>。にもかかわらず、今回の調査では、エキゾチック・アニマル飼育に「賛成」が30.1%、「反対」が20.3%と、賛成派が反対派を上回っており、なかでも人獣共通感染症について、ペット美容コースやしつけ訓練コースより、専門的に学習している動物看護コースで40.5%が「賛成」という結果となった。しかしその一方で、多くのエキゾチック・アニマルが該当する感染症の恐れのある外国産動物の輸入には、動物看護コースでも91.8%が「反対」という結果になっている。

専門学校生は、ペットショップで売られているエキゾチック・アニマルといった動物と人獣共通感染症を媒介する動物とは、全く別の動物であると認識しているのではないかと推測される。事実、ペットショップで販売されているエキゾチック・アニマルのほとんどは、正規のルートを通じて、外国(主にアメリカ)の専門繁殖業者からで輸入されたものであり、そこでは十分な生体管理

<sup>21</sup> 輸入可能な大型昆虫(カブトムシなど)の一覧は「農林水産省植物防疫所カブトムシ・クワガタムシの輸入」のHPにある。  
(<http://www.jpfn.ne.jp/pq/beetle> 2004年3月15日確認)

<sup>22</sup> 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成15年2月5日政令第35号)の施行に伴い、日本国内にない動物から人が感染する病気(動物由来感染症)であるベストの侵入防止のため、平成15年3月1日以降、プレーリードッグ(げっ歯目リス科)の日本国内への持ち込み(輸入)が禁止された。

<sup>23</sup> 環境省(編)『新・生物多様性国家戦略』2002 pp.5-8

<sup>24</sup> オラウータン密輸事件(判時1736号 p.152)が有名。

<sup>25</sup> 山崎恵子「エキゾチックアニマル飼育ブームへの警告」『Relatio』第7号 チクサン出版社2000 pp.24 - 27

が行われており、感染症の危険度は低い。しかしその一方、不正規ルートでの動物の輸入も多く、それらの動物の危険度は極めて高い<sup>26</sup>。専門学校生が反対する感染症の恐れのある動物とは、不正規ルートでの輸入動物を指していると考えられるが、正規ルートの動物からも感染症が発生する危険性<sup>27</sup>があり、専門学校生の多くが、ペットショップ等で販売されている動物から、感染症は感染しない<sup>28</sup>と認識しているならば、大いに問題<sup>29</sup>があろう。

ペット問題は、それに関係する人々の関係に起因している。そのためにもペットに関係する全ての人々の協力が必要である。ペットショップ等と愛護団体や獣医師の良好な関係の構築には、次世代を担う人（ペットビジネスを目指すペット系専門学校生）が中心とならなければならない。物言わぬペットの気持ちがわかる者が、言葉の通じ合う者の気持ちがわからないはずがない。専門学校生の多くは、自分の目指す職種（トリマー、動物看護師）の立場は理解しているが、もう少し視野を広げて、人と動物の共生関係を自分達が実現するという自覚が欠如していることが明らかとなった。

#### 4. 望まれるペットビジネスへの公的資格の導入

動物愛護法の基本原則では、「動物が命あるものであることに鑑み、何人も、…（中略）…、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようしなければならない。」と

規定され、国民は人と動物の共生関係に向けて、動物を適正に取り扱うことが求められている。その中でも、ペットショップ等の動物取扱業や動物病院は、ペットのプロとして、動物の適正飼養を率先垂範する必要があるのは言うまでもない。動物を適正飼養できない意識が低く知識も乏しい者は、動物病院やペットショップ等の動物取扱業（以下、「ペットビジネス等」という。）で働くことが不適当である。

現在、動物に関する公的な資格は獣医師だけである。獣医師法1条では、獣医師の任務を、1)飼育動物に関する診療、2)保健衛生の指導、3)その他の獣医事<sup>30</sup>をつかさどること、4)畜産業の発展を図ること、としている。そのため、獣医師は獣医業（動物病院）や畜産業、実験動物関連業を所掌するが、動物を取り扱う業者でも、「畜産農業に係るもの及び試験研究用及び生物学的製剤の製造の用に供するために飼養し、又は保管するものは、動物取扱業者には該当しない」（動物愛護法6条）の規定を援用すれば、動物取扱業は、獣医師の所掌する範疇には入らないことになる。

他方、ペットビジネス等の資格は、ペットビジネス系専門学校の卒業生の多くが取得している日本愛玩動物協会認定の愛玩動物飼養管理士、ジャパン・ケネル・クラブ（以下、「JKC」という。）の公認トリマーライセンスや公認訓練士ライセンス、日本動物病院福祉協会（以下、「JAHA」という。）の認定動物看護師など、それぞれ関連する職種に応じて複数の認定団体<sup>31</sup>が存在する民間資格である。しかし、これら民間資格は、公的資格（統一資格）ではないため、その技量や知識に大きくバラツキがあり、民間資格を有してい

<sup>26</sup> 現行の動物検査は全ての動物は対象としていない。

<sup>27</sup> 有名なオウム病事件（判時1390号 p.121）は、いわゆる外国産の野生動物には当たらないが、一般にペットショップで販売されているセキセイインコが人獣共通感染症であるオウム病に罹患しており、それを購入した家族がオウム病に感染した事件である。この事件では、販売業者がオウム病に対する予防措置を講じなかったことが感染の原因とされている。

<sup>28</sup> 中央環境審議会（編）前掲書に詳しい。また、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が2004（平成16）年6月に成立している。

<sup>29</sup> 展示動物の飼養基準や動物取扱業者に係る施設及び管理方法の基準では、感染症の疾病にかかる知識の習得と購入者への感染症に関する情報の提供することを求めている。

<sup>30</sup> 公衆衛生業務、畜産関連業務、動物用医薬品・動物疾病に関する研究、希少動物の人工増殖などであると農林水産省は説明している。獣医師研究会（編）「獣医師法・獣医療法の解説」地球社1993

<sup>31</sup> ペット資格には、トリマー、訓練士、動物看護師（AHT、VT、AN）、ハンドラー、等がある。主な資格、トリマー：公認トリマーライセンス（JKC）、公認ライセンス（日本警察犬協会）、ペットグルーミングスペシャリストライセンス（日本動物衛生看護士協会）、キャットグルーマー（ICC）、訓練士：公認訓練士ライセンス（JKC）、公認ライセンス（日本警察犬協会）、公認ライセンス（日本シェパード犬登録協会）、コンパニオンドッグトレーナー（日本動物衛生看護士協会）、ドッグインストラクタ（日本レスキュー協会）、動物看護師：動物看護師ライセンス（日本小動物獣医師会）、AHTライセンス（日本動物衛生看護士協会）、認定動物看護師（JAHA）、ハンドラー：公認ハンドラーライセンス（JKC）。

るだけでは就職の際には一概に有利に働かず、高い授業料の専門学校に通って、民間資格を取ったが仕事がないということも少なくはない。

生体販売を除くペットビジネス等に類似した対人間の資格は、トリマーが美容師、しつけ訓練士が保母、動物看護師が看護師にあたるが、それらは業務独占や名称独占とされている公的資格<sup>32</sup>である。しかし対動物の場合は、公的資格では無いため、専門学校等で取得した民間資格の範囲を超えて、ペットビジネスの現場では業務に従事している。

事実、動物病院<sup>33</sup>では、その多くがペット美容室を併営しており、JAHAに加盟する動物病院を中心にしつけ訓練教室<sup>34</sup>を開催している例もある。加えて、医師の様に専門分化が進んでいない獣医師の世界では、獣医師が一人しかいない動物病院でも全科の獣医療が実施され、人では明確に区分されている医療と歯科医療も、対動物では獣医師が両方診療できるとされている。また診療放射線装置の取扱いでは、常に放射線被曝の不安がつきまとい<sup>35</sup>、各種検査等もそれぞれの動物病院内で実施されている<sup>36</sup>。

他方、ペットショップやペットサロンに勤めるペット美容師や、しつけ訓練施設の犬訓練士もまた、他の資格の知識が必要であり、動物病院やしつけ訓練教室を併設し総合ペットセンター化する有力ペットショップが現れだしているこ

とから、ペットやペットフードやペット用品の販売を担当する店員といえども、複数の技術や知識が要求されている<sup>37</sup>。

公的な資格が無いため、誰でもが容易に参入できるこのペットビジネスの無秩序な現状は、動物愛護法が目指す人と動物の共生する社会ではないことは明らかである。共生関係の実現のためにも、ペットビジネスで働く者の地位と知識を担保する、新たな公的資格の導入する機は熟していると思われる。

## 5. おわりに

美容師や看護師養成学校が、国家試験合格という明確な目標があるのと比べて、ペット系の専門学校には、業界が望む即戦力の養成という目標があるに過ぎない。そのため、実技中心のカリキュラムが編成され、そこには教養としての動物愛護、関連法規や行政制度、環境社会学、経営倫理が等閑にされている。その結果、人と動物の共生関係を実現には、ペットビジネスで働くものとして如何にあるべきかという職業倫理感の形成が軽視されている。事実、今回の調査でも、専門学校生の多くは、「ペットは好きだが、ペットトラブルはわからない(興味が無い)」としており、ペット問題に対する認識が欠如していることが明らかとなった。

<sup>32</sup> 美容師は、「美容の業務を適正に行うことにより、公衆衛生の向上に資する」(美容師法1条)のためにあり、その免許は、厚生労働大臣から、美容師試験に合格したものに与えられる。その業務は、美容では「パーマントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすること」(同法2条1項)とされている。また、「美容師でなければ、美容を業としてはならない。」(同法6条)と無免許営業は禁止され、「美容師は、美容所以外において、その業をしてはならない。」(同法7条)と美容所以外の営業が禁止されている。

保育士は、「専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者」(児童福祉法18条の4)として厚生労働大臣が登録したものとされている。

看護師は、「厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者」(保健師助産師看護師法(以下「保助看護法」という。))5条)とされている。また、「看護師でない者は、第5条に規定する業をしてはならない。」(同法31条)とされている。

これらの資格は、みだりにこれが行われるとき、人の生命、身体は危険に晒されるとして、これらの業務を一般に禁止されるべき行為として扱い、それを特定の訓練をへて一定の知識と技能の有していると認められた者には解除する「業務独占」とされている。

<sup>33</sup> 日本獣医師会専務理事の大森氏によると、動物看護師が対応していると考えられる業務は、「(1)主治の獣医師の指示の下で行う動物の保定等の『診療の補助』、血液検査等の『検査』、入院動物の看護等の飼養管理、動物の飼い主に対する食餌栄養管理等の『保健衛生指導』、(2)病院受付等の『診療施設事務』、(3)トリミング等の動物の『理美容』等の業務に大別される」とし、動物理美容行為(いわゆるグルーミングまたはトリミング等)については、「それを動物医療の範囲に含めることについては、異論も生じようが、現に動物看護師と称する者が診療施設において動物理美容を業務の一環として実施している例があることから、あえて範囲に加えた。」としている。大森伸男「いわゆる動物看護師の現状と課題」日本獣医師会(編)『獣医師会雑誌』2003年7月号。

<sup>34</sup> 講師はJAHAの講習を受け、認定を受けた獣医師又は動物看護師。

<sup>35</sup> 人間の場合、放射線の照射の際、係員は防護壁外で機器を操作するが、動物病院の場合、動物の補ていが必要のため、獣医師、看護師とも放射線を大量に被曝している。

<sup>36</sup> 動物看護師の業務は、人間の歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師の業務まで及んでいる。

<sup>37</sup> ペット系専門学校では、主専攻コースの資格取得に加えて、副専攻コースの資格取得を必須とするカリキュラムを組む学校が増えている。

ペットビジネス等で働く者は、一般の動物飼養者より高度な動物愛護意識が要求されることはいうまでもない<sup>38</sup>。とは言い、動物愛護団体等の批判に見られるように動物を劣悪な環境で飼養しているペットショップやブリーダーは少なからず存在する<sup>39</sup>。

ペットショップ等で働く者の多くが、動物好きが高じてペットビジネスの世界に入った者であることから、現在劣悪な飼養をしている業者全てが、利益率のみを重視し、創業時から劣悪な環境で動物を飼養していたとは考えられない。社会情勢や経済環境といった様々な要因で、そういった状況に至ったかも知れない。それゆえにペット好きだけで、命ある動物に関する業界の門を叩くのは危険といえる。事実、専門学校を卒業し、希望に胸膨らませペットビジネス等に就職したが、人間の営利追求というペットビジネスの本音の部分(現実、効率性)と、動物の権利重視という動物愛護の建て前の部分(理想、正義性)とのジレンマにより、結局離職するものが後を絶たない<sup>40</sup>。専門学校生のペットビジネスに対する認識の甘さがその原因であるといっても過言ではない。

ペットビジネスを目指す専門学校生であるならば、感情に流されず、人と動物の共生関係実現に求められる科学的、合理的かつ倫理的に望ましいペットビジネスで働く者としての姿を常に念頭に置いて研鑽に励む必要がある。

ペットビジネスの改革は、現在のペットビジネスの経営者では現実的に難しく、やはり考え方が柔軟な若い力が必要である。ペット系専門学校が有能な人材を供給し続けるならば、ペットビジネスの改革も夢ではない。人と動物の共生関係の実現のためにも、ペット系専門学校における教育のより一層の充実を求めてやまない<sup>41</sup>。

## 参考文献

- Jordan Curnutt *Animals and the Law* ABC-CLIO 2001  
 Randolph Mary *Dog Law* Nolo-Press 1997  
 青木人志『動物の比較法文化』有斐閣 2002  
 浅野隆司、浅野妃美『小動物看護技術論』青山ケンネルカレッジ出版部 2001  
 ヴィットインターナショナル(編)『動物にかかわる仕事』ほるぷ出版 1997  
 大森伸男「いわゆる動物看護士の現状と課題」日本獣医師会(編)『獣医師会雑誌』2003年7月号。  
 桜井富士朗(編)『動物看護学 総論』インターズー 2002  
 穴戸啓一『ペットビジネスほど素敵な商売はない』エール出版社 1997  
 獣医師研究会(編)『獣医師法・獣医療法の解説』地球社1993  
 高島学司『医療関係者の範囲と定義』中川淳、大野真義『医療関係者法学』世界思想社 1989  
 成田青央『ペット虐待列島』リベルタ出版 2002  
 花園誠(編)『動物とふれあう仕事がしたい』岩波書店 2003  
 平林勝政「医療スタッフに対する法的規制」宇津木伸編『フォーラム医事法学』尚学社 1994  
 福岡今日一「ペットショップは動物愛護意識を持っているか」『同志社政策科学研究』No.3 2000  
 山崎恵子「エキゾチック・アニマル飼育ブームへの警告」『Relatio』第7号 チクサン出版社 2000  
 渡辺真子『捨て犬を救う街』WAVE 出版 2000  
 環境省(編)『ペット動物流通販売実態調査』報告書 2003  
 環境省(編)『動物愛護に関する意識調査(2003(平成15)年7月調査)』報告書 2003  
 環境省(編)『動物の愛護管理のあり方検討会』(第1回～第6回)配布資料 2004  
 環境省(編)『新・生物多様性国家戦略』2002  
 中央環境審議会(編)『移入種対策に係る措置の在り方について』2003  
 東京都(編)『東京都動物愛護推進総合基本計画』2004  
 野生社(編)『ペットデータ年鑑&ペット産業25年史』1998  
 野生社(編)『ペットデータ年間2002年度版』2002  
 農林水産省植物防疫所 HP <http://www.jpnpn.ne.jp/pq/beetle>

<sup>38</sup> 桜井富士朗(編)『動物看護学 総論』インターズー 2002 pp.3-39

<sup>39</sup> 成田青央『ペット虐待列島』リベルタ出版 2002 pp.19-117, 同書 pp.124-125

<sup>40</sup> アンケート調査と平行して行ったヒアリング調査(専門学校スタッフに対する)より。

<sup>41</sup> 展示動物の飼養基準では、共通基準の3)飼養保管者の教育訓練等で、「管理者は、展示動物の飼養及び保管並びに観覧者又は購入者等への対応が、その動物の生態、習性及び生理についての十分な知識並びに飼養及び保管の経験を有する飼養保管者により、又はその監督の下に行われるように努めること。また、飼養保管者に対して必要な教育訓練を行い、展示動物の保護、展示動物による事故の防止及び観覧者等に対する動物愛護の精神等の普及啓発に努めること。」としている。